



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 4 年 1 2 月 定例会（第 4 回） 12月20日－05号

P. 251 1 0 番（大原裕貴君）

◆ 1 0 番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、第 6 4 号議案、第 6 5 号議案、第 6 6 号議案の 3 議案に対して反対、また、第 6 9 号議案に対して賛成の立場で討論いたします。

第 6 4 号議案には、2 つの内容が盛り込まれており、住居手当の改定については認めるものの、給与の改定及び勤勉手当の改定については行わないことが妥当であると考えています。

人事院勧告の考え方は、国家公務員給与を民間給与と比較し、官民較差を是正することにあります。ここでいう民間とは、事業規模 5 0 人以上の事業所を対象に調査が行われています。

令和 3 年 9 月に報告されている民間給与実態統計調査によりますと、事業規模が 3 0 人以上の事業所の平均給与が年額 4 5 6 万円であるのに対し、3 0 人未満の事業所の平均給与は年額 3 4 8 万円と、1 0 0 万円以上の乖離があります。

また、特別職の報酬については、特別職報酬等審議会の判断によって行われるものとされており、人事院勧告に準じた改定は慣例で行ってきたものです。特別職については、人事院勧告に従わなければならない法根拠はありません。

いまだなお続くコロナの影響に加え、昨今の物価高騰によって、市民の家計は圧迫されています。現状は、市民の代表たる特別職の期末手当の引上げを自ら率先して行うべきタイミングではないと考えます。こうした対応は、市民生活の安定が見られた後に行うべきであると考えます。

公務員の給与引上げによる民間企業への刺激や経済循環による社会活性化も考えられますが、さきの人事院の調査対象から外れる小規模事業所に対する支援、生活困窮者への生活支援など、ウィズコロナ以降も続くコロナ対策や昨今の物価高騰に対する不安の払拭のための政策が率先して行われることが、デフレスパイラルの脱却につながると考えています。

その考えの下、先頭に立つべき市長、また市民の代表たる私たち議員が、報酬削減を進めることはもちろん、全ての公務員が一丸となって今の社会情勢を乗り切ることを期待し、3 議案に反対をいたします。

続いて、第 6 9 号議案ですが、督促手数料の徴収はあるべき論としては必要な徴収であることは言うまでもありません。しかしながら、現状、8 0 円の督促手数料を徴収するために、それ以上の人件費等のコストをかけている状況というのは改善するべきものであります。

督促手数料を実態のコスト相当額まで引き上げるのが本件に関する最も妥当性のある、あるべき対応であろうと思いますが、8 0 円の督促手数料をさらに引き上げますと、現状かかっている人件費がさらに上がっていくことになり、督促手数料でもってそこを補填することを考えると、今後いちごっこが続いていくことが想定されます。

督促手数料の徴収は、本来業務とは異なるものです。今回の対応は、本来業務に注力するための効率化であると受け止めています。なので、本来業務の改善を目指す必要があり、その結果を出していただいて、また報告いただくことを要望し、第 6 9 号議案には賛成をいたします。

以上、第 6 4 号・第 6 5 号・第 6 6 号議案の 3 議案への反対、また、第 6 9 号議案への賛成討論といたします。